

堺障サ第3321号

令和6年3月29日

各指定自立訓練事業所

各指定就労移行支援事業所

管理者 各位

各指定就労継続支援 A 型事業所

堺市健康福祉局障害福祉部

障害福祉サービス課長

訓練等給付事業に係る暫定支給決定の取扱いについて（通知）

平素は、本市障害福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、訓練等給付に係る障害福祉サービス（就労継続支援 B 型、共同生活援助、自立生活援助、就労定着支援を除く）については、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、原則として初回利用時等に暫定支給を設定しています。

サービス提供事業所におかれましては、暫定支給決定終了前に支給決定を行っている区役所及び指定特定相談支援事業者への書類提出をお願いいたします。

1 暫定支給決定の基本的な考え方

障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①継続利用についての利用者の最終的な意向確認、②利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間として、支給決定を行うものです。

2 暫定支給決定の対象サービス

- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型

※就労移行支援（養成施設）については、暫定支給決定対象外です。

3 暫定支給決定期間の確認

暫定支給決定期間は、障害福祉サービス受給者証に期間が記載されています。

必ず障害福祉サービス利用時に利用者の受給者証を確認してください。

4 書類提出について

暫定支給決定期間が終了する 14 日前までに、下記①～③の書類を支給決定している区

役所及び計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業所に提出してください。

- ① 個別支援計画（利用開始時に作成したもの）
 - ② アセスメント票（①個別支援計画に基づいて評価したもの）
 - ③ 暫定支給決定期間にかかる評価結果報告書（別紙様式を使用してください。）
- ※①、②については、任意様式です。

5 暫定支給決定終了後の継続利用が難しいと判断した場合

事業所において継続利用が難しいと判断した場合、サービス提供事業所、指定特定相談支援事業所、区役所及び利用者、必要に応じて家族や関係機関等関係者との連携を密にとり今後の方針について検討してください。

6 その他

- (1) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、就労移行支援は利用期間が定められたサービスです。利用期間内にサービスが終了し、就労や地域生活へ移行できるように努めてください。
- (2) 就労継続支援 A 型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を提供する障害福祉サービスです。利用者の賃金向上に取り組み、福祉的観点から利用者支援を行うようにするとともに、就労支援も行うように努めてください。